

第一 共同組合制度改革案 草案

一、共同組合ニ関スル條例及規程ヲ改正シ共同組合ヨシテ其ノ福利向上並ニ相互  
救済機關タル目的ニ添ハシテ其ノ期ニ改正要項左ノ如シ。

第一章 給付

一、給付ノ移管

(一) 元ノ諸給付ノ電氣局ニ移管ス。但シ給付額ハ従来通りトシ電氣局雇員退職  
金ニ給付現額ノ改定ヲ見ルモノトス。

(二) 退職給付(一)持合(年金)

(三) 遺族給付(元ノ給付金及遺族給付金)

(四) 持立給付

二、給付移管ニ伴ヒ電氣局雇員退職金及退職金現額ノ改定ニ當リ積立金ノ徴収  
シテ爲サバルコトヲ原則トス。若シ徴収ムル場合ト雖モ給付ノ百分、一ヨリ徴収トス

理由

共同組合諸給付金、中退職遺族特産、三給付ハ当然事業主ノ直接其ノ責任ヲ負  
フ可キモノニシテ従来共同組合ニテ管掌シ来リシハ組合設立当初ノ事情ニ依リ  
便法トシテ従業員ノ業額ニ基テ給付額トシテ在リ。其ノ次給付額ニ共同組合制ノ中ニ在  
ルカ故ニ特ニ高額ニ定メテトハ言ヒ難ク今日全額買掛トシテ電氣局ニ移管ス  
ルカ至當ナリ。

然レシテ従来組合員給付額ノ百分、二ノ金額ハ殆ど全部給付金ノ中ニ流入シ  
リ若シ共同組合員ノ真ニ組合員ノ福利ノ爲メニ存スルトスルナラバ組合員給  
立當初ノ条件が如何ナルモノニセヨ多額福利事業ニ加ハル可キナリ。

現ニ市更質、恩給、退職金、遺族扶助金等ニ付スル上納金ハ併給、百分、一  
ルニ及ビ共同組合ニ於テハ退職遺族特産、三給付ニ組合員給付額ノ百分、二

、中百分、一五以上が流入シテ、アリ換額、百分、〇五が莫已給付トシテ相互